	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則別表第１号又は第６号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの	
［９～32　略］		［略］

［注１～10　略］

様式第８（第９条第１項、第60条の２関係）

電気通信事業届出書

［略］

［１　略］

２　電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第１項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。

［(1)～(3)　略］

［注１～６　略］

７　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［３　略］

［注　略］

様式第９の８（第９条第８項関係）

電気通信設備の概要届出書

［略］

［注１　略］

２　種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第１号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［３　略］

	当該ＩＰ電話の提供のために電気通信番号規則第９条第１項第１号又は第10条第１項第２号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの	
［９～32　同左］		［同左］

［注１～10　同左］

様式第８（第９条第１項、第60条の２関係）

電気通信事業届出書

［同左］

［１　同左］

２　［同左］

［(1)～(3)　同左］

［注１～６　同左］

７　伝送路設備以外の電気通信設備の種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［３　同左］

［注　同左］

様式第９の８（第９条第８項関係）

電気通信設備の概要届出書

［同左］

［注１　同左］

２　種類は、「アナログ電話用設備」、「総合デジタル通信用設備」、「アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備をいう。以下同じ。）」、「携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」、「その他の電気通信設備（音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備を除く。）をいう。）」又は「音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備以外の事業用電気通信設備」の種別を記載すること。この場合において、これらの用語は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）において使用する用語の例による。

［３　同左］